



下田地区消防組合条例第3号

下田地区消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年8月20日

下田地区消防組合

管理者 下田市長

A handwritten signature in black ink, likely belonging to the Mayor of Yamashiro City, written in a cursive style.

下田地区消防組合条例第3号

下田地区消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

下田地区消防組合職員の給与に関する条例（平成25年下田地区消防組合条例第5号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項第7号中「2,160円」を「2,880円」に改め、同項第8号を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。